

宮崎市「わたしノート」製作及び無償提供に関する取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、宮崎市「わたしノート」（旧：宮崎市版エンディングノート。以下「ノート」という。）の無償提供に関して、宮崎市広告事業実施要綱（平成19年10月10日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 ノートを製作することで、市民ひとり一人が、自分の人生の最終段階における医療やケアについて考え、家族など信頼する人と想いを共有し、最期まで自分らしく生きることにより、ノートが無償提供とすることで、より多くの市民への普及と周知を図り、幅広い世代が人生会議を知り、より良い自分らしい生き方を選択できるようにすることを目的とする。

（ノートの内容）

- 第3条 ノートを製作し無償提供する者（以下「受注者」という。）は、広告掲載事業者の募集にあたっては、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。
- 2 受注者は、広告内容、色、形状等のノートの仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に製作しなければならない。
- 3 受注者は、ノートの数量、納品時期及び納品場所等について、事前に市と協議しなければならない。
- 4 受注者は、市の行政情報をノートに掲載する場合は、市の指示に従うものとする。

（ノート掲載の広告内容等の基準）

第4条 ノートに掲載できる広告は、人生の最終段階におけるライフイベントに関するもの又は市内における産業の発展に資するもので、要綱第8条に定めるところによるほか、要綱第6条の各号のいずれにも該当しないものとする。

（受注者の募集及び選定）

- 第5条 受注者の募集は、市掲示板及び市ホームページに掲載して行う。
- 2 募集期間、その他募集について必要な事項及び受注者の選定基準については、実施要領で定める。
- 3 ノートの製作に応募しようとする者は、参加申込書兼誓約書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（協定書の取り交わし）

第6条 市が受注者を選定したときは、その製作及び無償提供に関して、市長と受注者双方で協定書を取り交わすものとする。

（掲載広告内容等の審査）

- 第7条 受注者は、ノートに掲載する広告掲載事業者及び広告内容（以下「掲載広告」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 宮崎市広告事業審査会は、前項の規定により提出された掲載広告が要綱の規定を遵守していることを審査し、当該掲載広告の適否について決定する。

（問題発生時の対応）

- 第8条 受注者は、掲載広告及び広告掲載事業者に関する第三者からの苦情及びその他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者は、速やかにその状況を市長に報告するとともに、双方による協議の上、双方が認めるときは、当該ノートを回収し、代替のノートを受注者の負担において提供するものとする。
- 3 市又は受注者の責めに帰する理由により協定書を解除する場合、発生した損害は、その帰責事由に応じて、双方による協議の上、それぞれが負担するものとする。

(中止)

第9条 市長は、市民にノートを提供することが不適切と認めるときは、ノートの提供を中止するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ノートの製作及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月29日から施行する。